

就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）の早期給付のご案内

高島市教育委員会

◆就学援助費とは？

経済的な理由等により小学校および中学校への就学が困難と認められる世帯に対し、学用品費・通学用品費など、学校で必要な経費のうち一定の費用を援助する制度です。

◆新入学児童生徒学用品等の早期給付とは？

新入学用品等の購入にあたり、保護者の方の経済的負担を早期に軽減するため、申請者に対し令和8年度分の新入学用品費を早期に支給します。

就学援助費は、入学後の令和8年度に申請していただき、令和7年度における世帯の所得合計金額等を基に支給の認定をさせていただきますが、初回の支給が令和8年の7月頃となります。

そのため、入学用品等の購入時期に就学援助費の早期支給を希望される方を対象に、令和6年度の世帯の所得合計金額等を基に「仮認定」させていただき、入学用品等の準備に必要な経費のうち一定の費用を入学前の3月上旬に給付させていただきます。

対象者

次の(1)～(4)の全ての要件に該当する方

- (1)住民票が高島市にある方（令和8年3月末日以前に高島市外へ転出する方を除く）
- (2)お子様が令和8年4月に高島市立小中学校へ入学する予定がある方
- (3)下記の就学援助の要件のいずれかに該当する方
 - ・市民税が非課税
 - ・児童扶養手当を受給している
 - ・上記に準ずる程度に困窮している
- (4)生活保護を受給していない世帯

※上記に該当されている場合でも、高島市の認定基準による所得審査の結果、否認定となる場合があります。

援助の内容

新入学児童生徒学用品費等 小学校：57,060円 中学校：63,000円

※令和7年度の内容です。国の動向により変更する場合があります。

申請手続き

① 申請書配付場所

○高島市教育委員会事務局 教育指導部 学事施設課

〒520-1592 高島市新旭町北畠 565 高島市役所新館2階

○高島市ホームページからもダウンロードすることができます。 →

（ウェブサイトの公開は12月1日（月）～1月16日（金）までです。）



令和8年4月に高島市立小中学校へ入学予定のお子様の保護者様へ

○中学校入学予定者は、お子さんが就学している小学校でも配布しています。

② 提出先 ○高島市教育委員会事務局 教育指導部 学事施設課

○中学校入学予定者は、お子さんが就学している小学校でも受付可能です。

③ 申請期限 令和8年1月16日（金）まで（高島市役所開庁時間 平日 9:00～17:00）

④ 提出書類 詳しくは、配付する早期給付申請書および補足説明をご確認ください。

入学後の申請について

今回、申請して認定された方は「仮認定」の状態となりますので、入学後に改めて「令和7年度就学援助費」の給付申請をしていただく必要があります。

※入学後の申請をされなかった場合、早期給付を返還いただくことになるのでご注意ください。

援助費の返還について

給付を受けた後、次の(1)～(3)に該当した場合は、就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）を返還していただきます。

(1) 令和8年度の就学援助費認定基準において再審査を行い、否認定となった場合

(2) 令和8年3月末日までに市外へ転出された場合

(3) 令和8年度、高島市立小学校へ入学されなかった場合

今回申請されない、もしくは申請して否認定となった場合

新入学児童生徒学用品等の早期給付は、令和7年度の世帯の所得合計金額等を基に算定しています。早期給付で否認定となった場合でも、令和8年度の世帯の所得合計金額等によっては認定となる場合もありますので、対象者に該当される方で援助を希望する方は、入学後の4月に申請をお願いします。

令和8年度の基準により4月認定となった方には、7月に「新入学児童生徒学用品費等」を合わせて支給いたします。

高島市教育委員会事務局
教育指導部 学事施設課

担当：村上

TEL 0740-25-8563